１４　選挙

１４　選挙

郵便等による不在者投票

窓口　選挙管理委員会事務局
電話番号：224-6120

身体に重度の障害がある方で、次に該当する方は、郵便等投票証明書の交付を受け郵便等による不在者投票をすることができます。

（対　　象）次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能１級または２級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸１級または３級
	免疫・肝臓１級～３級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹で特別項症～第２項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓で特別項症～第３項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護５

（手　　続）①選挙管理委員会事務局にある郵便等投票証明書交付申請書等に必要事項を記入し、身体障害者手帳または介護保険の被保険者証等を添えて提出してください。
②申請に基づき郵便等投票証明書を交付します。（最長７年間有効）
③選挙の際に、郵便等投票証明書と投票用紙等請求書を送付してください。
④この請求により投票用紙等を交付します。
⑤投票用紙に本人が自筆で記入し、郵便等により送付してください。

（そ の 他）他に、代理記載の制度があります。郵便等による投票の対象となる方で、かつ上肢または視覚の障害程度が１級（特別項症から第２項症）の方は、代理人が投票用紙に記載することができます。新たに対象となる方と代理記載の代理人は、事前に届け出が必要です（手続の①、②を参照）。

点字投票・代理投票

身体の障害などのためにご自身で文字が書けない方は、係員が代わって記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。

投票の際、投票所の係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

ご不明な点は、選挙管理委員会事務局（049-224-6120）までお問い合わせください。

音声版選挙公報 窓口　選挙管理委員会事務局 電話番号：224-6120	選挙の都度発行する選挙公報（立候補者の経歴や政見などを記載したもの）をCDに録音した音声版選挙公報を作成しています。ご希望の方は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。一度送付の希望をいただいた方には、不要の旨のご連絡をいただかない限り、選挙の都度、継続して送付します。 また、１５章記載の「声の広報川越」を希望されている方にも、選挙の都度、送付しております。